

ジノカップ(DINOCAP)

(単位:ppm)

	基準 値案	参 考 基 準 国	残 留 基 準	登 録 保 留 基 準	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型
米(玄米)											
小麦粉											
小麦	0.2	登録		0.2							4
大麦											
ライ麦											
とうもろこし											
そば											
上記以外の穀類											
大豆											
小豆類											
えんどう											
そら豆											
らっかせい											
上記以外の豆類											
ばれいしょ											
さといも類(やつがしらを含む)											
かんしょ											
やまいも(長いもをいう)											
こんにゃくいも											
上記以外のいも類											
てんさい											
さとうきび											
だいこん類(ラディッシュを含む)の根											
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉											
かぶ類の根											
かぶ類の葉											
西洋わさび											
クレソン											
はくさい											
キャベツ											
芽キャベツ											
ケール											
こまつな											
きょうな											
チンゲンサイ											
カリフラワー											
ブロッコリー											
上記以外のあぶらな科野菜											
ごぼう											
サルシフィー											
アーティチョーク											
チコリ											
エンダイブ											
しゅんぎく											
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む)											
上記以外のきく科野菜											
たまねぎ											
ねぎ(リーキを含む)											
にんにく											
にら											
アスパラガス											
わけぎ											
上記以外のゆり科野菜											
にんじん											
パースニップ											
パセリ											
セロリ											
みつば											
上記以外のせり科野菜											

注:未だ精査中であるので、変更ありうる。

ジノカップ(DINOGAP)

(単位:ppm)

	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	登録 保留 基準	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型
トマト	0.5	登録		0.5	0.3						1-2
ピーマン	0.2	Codex			0.2						2
なす	0.5	登録		0.5							4
上記以外のなす科野菜	0.2	Codex			0.2						2
きゅうり(ガーキンを含む)	0.5	登録		0.5	0.05		0.1				1-2
かぼちゃ(スカッシュを含む)	0.5	登録		0.5	0.05		0.1				1-2
しろうり	0.5	登録		0.5	0.05		0.1				1-2
すいか	0.05	Codex			0.05		0.1				2
メロン類果実	0.05	Codex			0.05		0.1				2
まくわうり	0.05	Codex			0.05		0.1				2
上記以外のうり科野菜	0.5	登録		0.5	0.05		0.1				1-2
ほうれんそう											
たけのこ											
おくら											
しょうが											
未成熟えんどう											
未成熟いんげん											
えだまめ											
マッシュルーム											
しいたけ											
上記以外のきのこ類											
上記以外の野菜											
みかん											
なつみかん											
なつみかんの外果皮											
なつみかんの果実全体											
レモン											
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)											
グレープフルーツ											
ライム											
上記以外のかんきつ類果実											
りんご	0.2	Codex			0.2	0.1	0.1				2
日本なし	0.1	海外					0.1				5-1
西洋なし	0.1	海外					0.1				5-1
マルメロ	0.1	海外					0.1				5-1
びわ	0.1	海外					0.1				5-1
もも	0.1	Codex			0.1		0.1				2
ネクタリン	0.1	海外					0.1				5-1
あんず(アプリコットを含む)	0.1	海外					0.1				5-1
すもも(ブルーーンを含む)	0.1	海外					0.1				5-1
うめ	0.1	海外					0.1				5-1
おうとう(チェリーを含む)	0.1	海外					0.1				5-1
いちご	0.5	Codex			0.5		0.1				2
ラズベリー											
ブラックベリー											
ブルーベリー											
クランベリー											
ハuckleベリー											
上記以外のベリー類果実											
ぶどう	0.5	Codex			0.5	0.1	0.1				2
かき											
バナナ											
キウイ											

注:未だ精査中であるので、変更ありうる。

ジノカップ(DINOCAP)

(単位:ppm)

	基準 値案	参 考 基 準 国	残 留 基 準	登 録 保 留 基 準	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型
パパイヤ											
アボカド											
パイナップル											
グアバ											
マンゴー											
パッションフルーツ											
なつめやし											
上記以外の果実											
ひまわりの種子											
ごまの種子											
べにばなの種子											
綿実											
なたね											
上記以外のオイルシード											
ぎんなん											
くり											
ペカン											
アーモンド											
くるみ											
上記以外のナッツ類											
茶											
コーヒー豆											
カカオ豆											
ホップ											
牛の肉(筋肉)											
豚の肉(筋肉)											
羊の肉(筋肉)											
馬の肉(筋肉)											
鹿の肉(筋肉)											
山羊の肉(筋肉)											
兔の肉(筋肉)											
トナカイの肉(筋肉)											
上記以外の陸棲哺乳類の肉(筋肉)											
牛の肉(脂肪)											
豚の肉(脂肪)											
羊の肉(脂肪)											
馬の肉(脂肪)											
鹿の肉(脂肪)											
山羊の肉(脂肪)											
兔の肉(脂肪)											
トナカイの肉(脂肪)											
上記以外の陸棲哺乳類の肉(脂肪)											
牛の肝臓											
豚の肝臓											
羊の肝臓											
馬の肝臓											
鹿の肝臓											
山羊の肝臓											
兔の肝臓											
トナカイの肝臓											
上記以外の陸棲哺乳類の肝臓											

注: 未だ精査中であるので、変更ありうる。

ジノカップ (DINOCAP)

(単位: ppm)

	基準 値案	参 考 基 準 国	残 留 基 準	登 録 保 留 基 準	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型
牛の腎臓											
豚の腎臓											
羊の腎臓											
馬の腎臓											
鹿の腎臓											
山羊の腎臓											
兎の腎臓											
トナカイの腎臓											
上記以外の陸棲哺乳類の腎臓											
牛のその他の内臓等											
豚のその他の内臓等											
羊のその他の内臓等											
馬のその他の内臓等											
鹿のその他の内臓等											
山羊のその他の内臓等											
兎のその他の内臓等											
トナカイのその他の内臓等											
上記以外の陸棲哺乳類のその他の内臓等											
牛の乳											
羊の乳											
山羊の乳											
上記以外の陸棲哺乳類の乳											
牛の乳(脂肪)											
羊の乳(脂肪)											
山羊の乳(脂肪)											
上記以外の陸棲哺乳類の乳(脂肪)											
鶏の肉(筋肉)											
あひるの肉(筋肉)											
七面鳥の肉(筋肉)											
うずらの肉(筋肉)											
がちょうの肉(筋肉)											
雉の肉(筋肉)											
いわしゃこの肉(筋肉)											
上記以外の家禽の肉(筋肉)											
鶏の肉(脂肪)											
あひるの肉(脂肪)											
七面鳥の肉(脂肪)											
うずらの肉(脂肪)											
がちょうの肉(脂肪)											
雉の肉(脂肪)											
いわしゃこの肉(脂肪)											
上記以外の家禽の肉(脂肪)											
鶏の肝臓											
あひるの肝臓											
七面鳥の肝臓											
うずらの肝臓											
がちょうの肝臓											
雉の肝臓											
いわしゃこの肝臓											
上記以外の家禽の肝臓											
鶏の腎臓											
あひるの腎臓											

注: 未だ精査中であるので、変更ありうる。

ジノカップ(DINOCAP)

(単位:ppm)

	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	登録 保留 基準	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型
七面鳥の腎臓											
うずらの腎臓											
がちょうの腎臓											
雉の腎臓											
いわしゃこの腎臓											
上記以外の家禽の腎臓											
鶏のその他の内臓等											
あひるのその他の内臓等											
七面鳥のその他の内臓等											
うずらのその他の内臓等											
がちょうのその他の内臓等											
雉のその他の内臓等											
いわしゃこのその他の内臓等											
上記以外の家禽のその他の内臓等											
鶏の卵											
七面鳥の卵											
上記以外の家禽の卵											
鶏の卵(卵黄)											
七面鳥の卵(卵黄)											
上記以外の家禽の卵(卵黄)											
なまず											
上記以外の淡水魚											
サケ											
マス											
上記以外の鮭類											
上記以外の淡水海水回遊魚											
海水魚											
蝦類											
ロブスター											
ザリガニ											
上記以外の甲殻類											
牡蠣											
アワビ											
上記以外の魚介類											
上記以外の動物											
蜂蜜											

タイロシン (Tylosin)

(単位: ppm)

動物	部位	基準値案	参考基準国	残留基準	薬事法	Code x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型
牛	筋肉	0.4	薬		0.41		0.2	0.1	0.2	0.1		3-1
	脂肪	0.06	薬		0.06		0.2	0.1	0.2	0.1		
	肝臓	0.1	薬		0.1		0.2	0.1	0.2	0.1		
	腎臓	0.1	薬		0.1		0.2	0.1	0.2	0.1		
	その他の内臓	0.05	薬		0.05							
豚	筋肉	0.7	薬		0.65		0.2	0.2	0.2	0.1		
	脂肪	0.6	薬		0.6		0.2	0.1	0.2	0.1		
	肝臓	0.4	薬		0.41		0.2	0.2	0.2	0.1		
	腎臓	0.3	薬		0.32		0.2	0.2	0.2	0.1		
	その他の内臓	0.5	薬		0.49							
その他 のほ乳 類	筋肉	0.1	海外							0.1		5-1
	脂肪	0.1	海外							0.1		
	肝臓	0.1	海外							0.1		
	腎臓	0.1	海外							0.1		
鶏	筋肉	0.3	薬		0.347		0.2	0.2	0.2	0.1		3-1
	脂肪	0.1	薬		0.112		0.2	0.1	0.2	0.1		
	肝臓	0.3	薬		0.347		0.2	0.2	0.2	0.1		
	腎臓	0.4	薬		0.36		0.2	0.2	0.2	0.1		
	その他の内臓	0.4	薬		0.356							
七面鳥	筋肉	0.2	海外				0.2	0.2	0.2	0.1		5-1
	脂肪	0.2	海外				0.2	0.1	0.2	0.1		
	肝臓	0.2	海外				0.2	0.2	0.2	0.1		
	腎臓	0.2	海外				0.2	0.2	0.2	0.1		
	その他の内臓	0.2	海外					0.2	0.2			
その他 の家禽	筋肉	0.2	海外					0.2		0.1		
	脂肪	0.1	海外					0.1		0.1		
	肝臓	0.2	海外					0.2		0.1		
	腎臓	0.2	海外					0.2		0.1		
乳		0.05	海外				0.05		0.05			
	牛	0.05	薬		0.05		0.05					3-1
卵		0.2	海外				0.2	0.2		0.2		5-1

注1) 薬事法の欄は、定量限界値として農林水産省から示された値である。

2) 未だ精査中であるため、変更はあり得る。

食品、添加物等の成分規格

改正案	現行
<p>1 食品は、<u>抗生物質及びその他の化学的合成品(化学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学的反応を起こさせて得られた物質をいう。以下同じ。)</u>たる抗生物質を含有してはならない。ただし、次のいずれかに該当するものにあつては、この限りでない。</p> <p>(1) <u>食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)</u>第6条の規定により<u>人の健康を損なうおそれのない場合として厚生労働大臣が定めた添加物を含有するもの</u></p> <p>(2) D 各条の項及び乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)別表の二 乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準の部(一) 乳等一般の成分規格及び製造の方法の基準の款(6)に定める成分規格に適合するもの</p> <p>(3) (2)に該当するものを原材料として製造され、又は加工されるもの</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>1 食品は、抗生物質を含有してはならない。ただし、次のいずれかに該当するものにあつては、この限りでない。</p> <p>(1) D 各条の項及び乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)別表の二 乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準の部(一) 乳等一般の成分規格及び製造の方法の基準の款(6)に定める成分規格に適合するもの</p> <p>(2) (1)に該当するものを原材料として製造され、又は加工されるもの</p> <p>2 食肉、食鳥卵及び魚介類は、化学的合成品(化学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学的反応を起こさせて得られた物質をいう。以下同じ。)たる抗生物質を含有してはならない。ただし、次のいずれかに該当するものにあつては、この限りでない。</p> <p>(1) 食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)第6条の規定により人の健康を損なうおそれのない場合として厚生労働大臣が定めた添加物を含有するもの</p> <p>(2) D 各条の項に定める成分規格に適合するもの((1)に該当するものを除く。)</p> <p>(3) (2)に該当するものを原材料として製造され、又は加工されるもの</p>